

2023年5月15日

各位

会社名 株式会社アマナ
代表者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 Platform Design 部門担当
石亀 幸大
(TEL. 03-3740-4011)

(開示事項の経過) 第53期有価証券報告書の作成及び提出ならびに 当社株式の監理銘柄(確認中) 指定の見込みに関するお知らせ

当社は、2023年3月31日付開示「第53期有価証券報告書の提出期限延長申請に関する承認に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第3項に規定する有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けておりますが、その後の状況につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出期限の延長の経緯及び現在の状況

当社は、2022年12月22日付開示「当社従業員による不適切な取引の疑義及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、及び、2023年1月19日付開示「特別調査委員会における調査対象及び特別調査委員会委員の追加に関するお知らせ」に記載のとおり、当社従業員により不適切な取引が行われている疑義がある事案(以下「本件事案」といいます。)、及び、当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われている疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案(以下「本件追加事案」といいます。))について、特別調査委員会による調査が進められておりました。これらの事実関係の解明及びその後の追加的な監査手続きの必要性から、2022年12月期有価証券報告書につき、その提出期限である2023年3月31日までに提出できないこととなったため、当該有価証券報告書の提出期限について延長の申請を行い、3月31日に、提出期限を5月22日までとする旨のご承認をいただきました。

その後、2023年5月8日付開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は同日付で特別調査委員会から調査報告書を受領しました。(なお、2023年5月11日付開示「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」において公開版の調査報告書を開示しております。)当社は今後、これを踏まえ、必要な過年度決算訂正を行ったうえで、2022年12月期有価証券報告書を、延長後の提出期限である5月22日までに提出する予定でありました。

しかしながら、以下の理由等により、5月22日までの提出ができず期日を超過してしまい、5月31日頃まで遅れざるを得ない見込みとなっております。

- ・特別調査委員会からの調査報告書自体は期日通りに提出いただきましたが、特別調査委員会側で作成の本件における調査結果の裏付けに関するサポート資料が膨大であり、特別調査委員会側からの会計監査人への資料提出にも時間を要し(資料の受け渡しは現在も継続している)、これについての会計監査人による検証手続に時間を要していること
- ・当社において本件事案における売上高及び売上原価の決算訂正金額の確定及び本件追加事案に関する訂正会計処理の確定の遅延に伴い、決算訂正作業が遅れ、会計監査人によるチェック作業も同様に遅れていること

・追加の監査手続きの範囲等を決めるうえで重要となる内部統制の不備の特定に遅延が生じ、さらに追加の監査手続きにおける膨大な件数の取引テストの資料準備及び会計監査人の検証について想定以上に難航しており、特に過年度においては退職者にかかるものも多数含まれていることで取引記録など事実確認に想定以上に時間を要していること

なお、2022年12月期有価証券報告書の提出期限の再延長申請につきましては、当社の現状が、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第3項に規定する有価証券報告書の提出期限延長の承認申請のための要件を満たしていないため、再延長申請を行える状況にないことから、申請を行いません。

当該状況を受けまして、当社株式は、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号aにより、監理銘柄（確認中）に指定される見込みとなっております。その場合、2023年6月1日までに第53期有価証券報告書を提出できなかった場合、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準により、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となりますが、当社といたしましては、上記に記載のとおり、5月31日頃まで遅れざるを得ない見込みであるものの、2023年6月1日までに必要な過年度決算訂正を行ったうえで第53期有価証券報告書を提出すべく、最大限の対応を行い、全力を尽くしていく所存であります。

2. 今後の見通し

本件につきまして、進展がありましたら、速やかにお知らせいたします。

特別調査委員会の調査報告書におきましては、不適切な会計処理の原因について本件事案及び本件追加事案それぞれの個別事象についての発生原因や、より早期に発見できなかったことについて原因の分析に加え、2018年、2020年の過去二度にわたり不適切な会計処理が発生し、それぞれについて調査がなされ、再発防止策等を講じていたなかで、今回の繰り返しの不適切な会計処理を招いた根本的な原因として、内部統制及びガバナンス上の問題点の指摘を受けております。

当社では、今回の不適切な会計処理に関連して、内部統制及びガバナンス上の問題をあらためて認識し、特別調査委員会からの提言を踏まえ、内部統制及びガバナンス体制を強化することが最重要課題であるとの認識の下、経営に責任を負う取締役会において徹底的に協議のうえ、有効性・実効性の高い具体的な再発防止策等を策定してまいります。経営陣の責任の明確化については、取締役会で十分に議論をしたうえで、最終的には社外役員を中心とする責任検討会の判断に従い決定し、併せてその議論の結果については社内外に公表いたします。これらを通じて、抜本的な改善を早期に実施するための体制強化を図っていく所存であります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上